

2019 年 8 月 1 日

京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会
市営保育所移管先選定部会 御中

大東貢生

令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に
係る募集要項の確認結果について

貴選定部会において審議を行われている「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項」における児童館に関する部分（以下「当該部分」）について、京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会において審議した「令和元年度京都市児童館指定管理者募集要項」に則した内容となっているかについて確認を行いました。

当該部分の記述をみると、指定管理者と事業の受託者という差異から当然に生じる形式的な文言変更や受託者選定の際には明らかに必要のない事項の削除が行われています。しかし、あくまで「令和元年度京都市児童館指定管理者募集要項」の審査項目及び基準の趣旨を損なうことなく、①運営実績に基づき申請法人等の子育て支援施設を運営する能力を有することを確認し、②事業計画に基づき申請法人等の子育て支援に関する考え方を反映し実施しようとする事業などの内容を確認し、審査しようとする内容となっております。

よって、当該部分は、「令和元年度京都市児童館指定管理者募集要項」に則した内容となっており、これを用いて審査を行えば、指定管理者と同様に、受託者として適切な法人等を選定できるものと考えられます。